

人と猫との 調和のとれたまちづくり

地域猫対策

セミナー・講演会資料



No. 6

地域猫対策・役所との関係づくり

※平成29年8月現在の法規法令等に基づいています。

その前に…役所は法の執行官、法にあることを行いますが、法にないことはできません。

地域猫対策を…役所が執行するための主な根拠法は、動物愛護法（略称）の基本指針（同）です。法に決められている内容の概略が以下です。

動物愛護法に基づいて告示されている基本指針に平成18年、恣意的（しいてき＝身勝手・勝手気まま。無責任ではありません。）な餌やりがあるのでその結果に対応する「ガイドラインを、各自治体で作ること」を決めました。

平成22年2月、環境省が地域猫ガイドライン（略称）を発行しましたので、平成25年の基本指針改正時に、「ガイドラインを作ること」から、「役所は地域猫対策を行う」に変わり、また担当職員にはそのための教育の機会を与えることになっています。

国が法律でいう地域猫対策とは、（以下は平成25年の基本指針を引用）「所有者がいない動物に対する恣意的な餌やり等の行為のように、その行為がもたらす結果についての管理が適切に行われない場合には、動物による害の増加やみだりな繁殖等、動物の愛護及び管理上好ましくない事態を引き起こす場合があることについても十分に留意する必要がある。」…そこで

……「講すべき施策 住宅密集地等において飼い主のいない猫に不妊去勢手術を施して地域住民の十分な理解の下に管理する地域猫対策について、地域の実情を踏まえた計画づくり等への支援を含め、飼い主のいない猫を生み出さないための取組を推進し、猫の引取り数削減の推進を図ること。」

我が国には猫がいなくなった歴史は無く、猫がいる限り身勝手気まま（＝恣意的）な餌やりがなくなったこともありません。

そのため、役所は施策としての地域猫対策を包括して管理し、その実行を推進することとなります。

人や猫を対象とする管理規制ではなく、行政施策の執行管理です。

役人に多い思い込み…が市民との関係づくりを阻みます。所有者のいない猫に、勝手気ままな餌やりがあり、禁止する法律ができないにも関わらず、所有者のいない猫と恣意的な餌やりの規制や管理を施策と思い込み行ってしまうとき、市民との協働が遠のきます。

基本指針（＝法）による地域猫対策とは…猫が棲み、猫に関わる人がいるので「動物の愛護及び管理上好ましくない事態を引き起こす場合がある」ため、「地域猫対策」という行政施策をつくり、住民からの十分な理解を促しながら、その施策を役所が管理し執行するものといえます。

市民が役所と同じ目的を目指す「協働」をすすめるには…市民が行え役所も願う地域猫対策は、役所が所管する地域自治主体の住民活動です。

しかし、多くの地域自治組織や役所に、地域猫対策執行の経験や専門部署もなく、猫についての技術や知識が整いません。人々の目的は、人と動物の共生する社会の実現であり、動物に意識の高いボランティアの多くも同じ目的を目指します。

動物に関心の少ない方や、猫が怖い方嫌いな方も自治に参加します。他方で猫を人が思う行いや、飼い主のいない猫の規制や管理を役所が行う根拠法がないので、法を超える条例や措置も無効です。

三者の、市民・ボランティア・役人がそれぞれ行いにくいこと、できること…役所が行え、市民やボランティアの願うことは、三者協働地域猫対策の事業を役所の施策措置として、役所がその執行を管理し、自治組織等の理解を得ることです。

市民は猫の駆除ができず、役所に求めても役所もできません。役所は恣意や確信に限らず、餌やりの行為の禁止も許可もできませんし、猫の個体それぞれを管理する根拠法令もありません。地域猫対策に欠かせない不妊去勢手術対象猫の行動についても同じです。

役所が、三者協働地域猫対策の事業を管理し、その執行を図るとき、市民やボランティアからも役所との協働関係作りを広く社会に働きかけられます。